

## 第 5 回

# 富里市農業委員会議事録

令和元年 5 月 1 0 日（金）

富里市保健センター 2 階会議室 1

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第5回）

日 時 令和元年5月10日（金）

場 所 富里市保健センター2階会議室1

招集者 富里市農業委員会会長 藤 崎 芳 久

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
  - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 5 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について
  - 6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 8 報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

農業委員

出席（7名）

1番	篠原	美恵子	2番	相川	克義
3番	細野	明	4番	藤崎	芳久
5番	森田	孝子	6番	篠原	茂美
7番	伊井	義則			

欠席（1名）

8番 綿貫文雄

農地利用最適化推進委員

出席（8名）

池田	正巳	本橋	春夫
國本	茂	皆川	幸雄
吉川	孝男	相澤	直哉
田上	友子	野島	勇志

欠席（4名）

麻生	和久	出山	誠一
篠原	弘安	小林	千代藏

◎開 会

議 長 これより令和元年第5回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は8名中7名ですので、会議は成立しております。

(午後 1時33分)

---

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

細野明君、森田孝子君、以上の諸君にお願いします。

---

◎議案第1号

議 長 日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、現地調査及び聞き取り調査の報告をいたします。

担当委員は、篠原茂美委員、高須局長、私、伊井です。

概要は、議案のとおりです。

審査会当日は、権利者はご本人が出席し、義務者は代理人

■さんが委任状を持参し、出席しました。

今回の申請理由は、権利者は経営規模の拡大であります。義務者は空港代替地の利用が見込めないためとのことです。

申請地は、東部集出荷場から芝山方面に向かって80m先を右折して、80m行った先を左折して、60m行った右側に位置しています。農振農用地で、周辺も畑地が広がっています。

隣接地との境界は確定していますが、境界ぐいが見えなかったなので、くいをいれるように指導しました。現在はすいかを作付けされていました。

市道に隣接しており、進入路も確保されていました。

第3者の権利はありません。取得後は、すいか、ニンジンを作付けするそうです。

次に、権利者の経営状況ですが、畑作中心ですいか、トマト、ニンジンを作っています。

畑を200アール耕作しています。現在保有している農地はすべて耕作しているとのことでした。

世帯員は4人で、専農2人です。他に研修生1人、300日働いています。認定農業者でもあり、後継者は将来あります。

農機具類の保有状況は、一式完備しております。

自宅から申請地までは400mで、徒歩で5分ぐらいなので通作が容易と認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について意見はありますか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

次に、賃貸借権設定1を議題とします。

相川委員の審査及び調査の結果について説明を求めます。

相川委員。

相川委員 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賃貸借権設定1について現地調査及び聞き取り調査の報告をいたします。

担当委員は、藤崎会長、篠原美恵子委員、そして私、相川です。

概要は、議案書のとおりです。

審査会当日は、権利者 [REDACTED] さん、義務者 [REDACTED] さん、

双方ともご本人が出席されました。

今回の賃貸借権設定理由は、権利者は新規就農、義務者は高齢となり耕作不能のため子に新規就農させたいとのことでした。

土地の表示は、畑1筆 9,564㎡です。

申請地の位置は、富里郵便局の信号を工業団地方面に向かい、500m進んだ所を左折し、さらに400m進み、左折して100m進んだ所に位置します。

申請地の現況は、イチジク、ブルーベリーが植えられていました。

農業経営状態は新規就農です。農業形態は果樹栽培、イチジク、ブルーベリーを栽培します。

労働力は世帯員3人、専業3人です。農機具の保有状況は、トラクター、耕運機、運搬機です。営農計画は、生産物はJA直売所、ヤオコー等のスーパーに出荷、ブルーベリーは摘み取りを行います。イチジクは加工して販売を計画しています。

以上のことから、効率的に利用されると認められます。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありますか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

---

### ◎議案第2号

議長 日程第3、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1を議題とします。

森田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

森田委員。

森田委員 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、転用1について、現地調査及び聞き取り調査の報告をいたします。

担当委員は、細野委員、私、森田です。

概要は議案記載のとおりです。

審査会当日は、代理人として株式会社[ ]取締役 [ ]さんと行政書士の [ ]さんが委任状を持参し出席しました。

申請地は、旭にあるJA富里市東部野菜集出荷場前になります。

農地区分は、第1種農地です。千葉県農地転用関係事務指針P30 ② cに該当しております。

申請地の状況は、農地です。

申請地の違反はあり、始末書が平成31年4月25日に提出されていました。

転用の用途は、菊の集荷場用地です。

転用の概要は、木造平屋建て集荷場、建築床面積105㎡、駐車場4台収容予定。

転用の事由は、ハウスの隣接地のため収穫後すぐに集荷でき効率がよく、道路付きで交通の便が良いため適しているとのことです。

土地選定理由は、建物の立地及び環境ともに良好な土地であるとともに、共有地の有効利用を図るためです。

申請地以外での利用可能な土地はありません。

進入路については、市道に接しています。

農振除外関係は平成10年6月10日付け全体見直しです。

隣接地との境界くい等は、ありました。

資金確保の状況ですが、整地費、建設費、その他、総額■■■■円。見積業者■■■■(株)。資金面は自己資金で残高証明が添付されており、見積総額より多いことを確認しました。

過去転用許可状況はありません。

第三者の権利もありません。

工期は許可後から11月末日までとのことです。

転用面積は、適当であります。

土砂等流出対策は、周囲にコンクリートブロック等で囲い雨水浸透施設を設置し、土砂等の流出を防止する。

土砂の搬入計画はありません。

工事期間中の防災は、工事中、施工後、安全に注意し実施するとのことです。

ガス、粉じん等の発生状況はないとのことです。

排水計画は、雨水は浸透貯留槽、雑排水はないとのことです。日照、通風等による支障はありません。

以上のことから、転用許可基準である立地基準及び一般基準ともに満たしており、許可相

当と判断します。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

相川委員。

相川委員 先ほど報告のなかで、始末書が提出されたと言われておりましたけれど、どのような内容でしょうか。

議長 森田委員。

森田委員 農地法の許可を得ず、雨水浸透側溝の設置をしてしまったということで、4月25日に始末書を提出したとのことでした。

議長 相川委員。

相川委員 浸透柵でなくU字溝に見えたけれども。

議長 森田委員。

森田委員 浸透側溝を設置したということです。

議長 相川委員。

相川委員 それはどこの水をそこに流す予定なのでしょうか。

議長 森田委員。

森田委員 雨水の浸透柵があるのだけれど、そこから溢れた水だけを流すということなんだけれども。

議長 相川委員。

相川委員 集荷場の水ではないのですか。

議長 森田委員。

森田委員 集荷場の水ではなくて、ハウスの方の水。

議長 相川委員。

相川委員 奥の方にあったハウスの水ということですか。

議長 森田委員。

森田委員 はい。今後は気を付けると言っておりましたので。

議長 相川委員。

相川委員 わかりました。

議長 相川委員いいですか。

相川委員 はい。



議長 ほかに意見ありませんか。

(発言する者なし)

それでは、ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

◎議案第3号

議長 日程第4、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、使用貸借権設定1を議題とします。

細野委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

細野委員。

細野委員 議案第3号、使用貸借権設定1について現地調査及び聞き取り調査の報告をいたします。

担当委員は森田委員、私、細野です。

土地の表示、権利者、義務者は議案記載のとおりです。

権利者と義務者との関係は親子です。

今回の申請は、権利者は専用住宅1棟を建築するもの。義務者は土地を無償提供させるものです。

審査会当日は、権利者と義務者双方の代理人が委任状持参のうえ出席いたしました。

申請地の位置は、消防署の信号を右折して500mほど進んだ右側にあります。

農地区分は第2種農地で、千葉県農地転用関係事務指針P29⑤(b)に該当します。

農振除外は、平成10年6月10日付け全体見直しです。

申請地の状況は、農地です。

申請地の違反はありません。

転用の概要は、専用住宅1棟99.71㎡です。

転用の事由は、権利者が自己の住宅を新築したいとのこと。

土地の選定理由は、既存母屋の建て替えも検討したが、土地の形状から、土留めや擁壁の問題もあり、平坦で道路に面している当該地を選定したとのことです。

申請農地以外での利用可能な土地はありません。

進入路の確保あり、隣接地との境界ぐいもありました。

事業にかかる事業総額は■■■■円、資金については、事業に必要な資金を上回る金融機関の融資承諾内容の書面が添付されておりました。

第三者の権利もありません。

工期は許可後から4, 5カ月を予定しているとのこと。

他法令の関係ですが、都市計画法関連は平成31年4月19日提出済みで、道路法関連は道路占用許可が4月25日付けで出されております。

事業区域内に農地以外の土地はなし、転用面積は適当です。

周辺地権者への説明は実施済みで、意見はありません。

土砂等の流出対策については、周囲に土堰堤を築き流出を防止するとのこと。

土砂の搬入計画はなし。

期間中の防災計画について、バリケード等により立ち入り禁止とし、事故防止に努めるとのこと。

ガス・粉じんの発生はなし。

排水計画について、雨水処理は雨水浸透枳により宅地内処理です。

雑排水の処理について、合併浄化槽を設置して、市道側溝へ接続放流、流末協議は協議済です。

日照・通風等による支障はなし。

以上のことから、許可相当と考えます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について意見はありませんか。

篠原茂美委員。

篠原(茂)委員 この方は農家を継ぐということで、建ててもらおうんですか。

議長 細野委員。

細野委員 その辺の確認はしていないけれども、農家の分家住宅ということですか。

議長 篠原茂美委員。

篠原(茂)委員 今は手伝っていないのですか。

議 長 細野委員。

細野委員 その辺は確認していない。

(「手伝っているよ。」と呼ぶ者あり。)

篠原(茂)委員 わかりました。

議 長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

---

◎議案第4号

議 長 日程第5、議案第4号 農地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、4月25日付けにて富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についての判断を依頼されたものです。

内容につきましては、次第の6ページに6年新規、畑3筆8,693㎡、田1筆1,753㎡、次第の7ページに10年新規、田3筆3,022㎡。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

以上で、審議案件は終了しました。

---

◎報告第1号、報告第2号

議長 次に、報告案件に移ります。

報告第1号及び報告第2号について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。

次第の8ページに2件ございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に報告第2号 農地法第5条の規定による農地転用届出についてご報告いたします。

次第の9ページに農地法第5条第1項第6号の規定による届出が2件ございます。

内容につきましては、記載のとおりです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

議長 ただいまの報告第1号及び報告第2号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等ないようなので、了解いただきたいと存じます。

---

◎閉会

議長 以上をもって本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会といたします。

(午後 1時55分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員